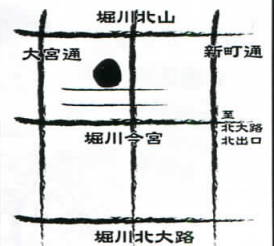




冬ぼたん

Tatsuto Hojo Tax Accountant Office
北條達人税務総合事務所

事務所 NEWS



発行人
税理士
北條達人

〒603-8203
京都市北区紫竹東高縄町
39番地3
TEL (075) 493-2355
FAX (075) 492-8560
E-mail tatsuto@hojo-tax.com

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月4日

国 税／4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

1月4日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

地方税／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払

届

支払後5日以内



退職所得の個人住民税の10%税額控除の廃止 個人住民税は、前年の所得に対し翌年に課税されますが、退職所得に関しては、他の所得と分離して退職所得の発生した年に課税されています。この特殊性のため、退職所得の個人住民税から10%税額控除する措置がとられていましたが、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等からこの措置が廃止されます。

平成
24
年分

年末調整のポイント

生命
保険料
控除

一般
生命
保険料
控除

個人
年金
保険料
控除

介護
医療
保険料
控除

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

1 平成二十四年の留意点

- ① 平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等のうち、介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除が創設されています。
- ② 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額の計算は、それぞれ表1によります。適

用限度額はそれぞれ四万円です。合計一二万円が最高限度額となります。

- ③ 新しい生命保険料控除制度は、平成二十四年一月一日以後に締結した生命保険契約等について適用され、同日前に締結した生命保険契約等については、従前の制度が適用されます。この場合、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は一二万円となります。



表1

年間の支払い保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

2 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表2のとおりです。
なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出していただく必要があります。

表2 年末調整対象者の選別（主な例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中途で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中途で退職した人のうち、次の人 ①死亡により退職した人 ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 2カ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表 3 所得控除額一覧表

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額			
【小規模企業共済等掛金控除額】 (独) 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額			
【地震保険料控除額】 $\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の額 (最高 50,000 円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{② 10,000 円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000 \text{ 円} \\ \text{(最高 15,000 円)} \end{array} \right)$			
※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高 50,000 円)			
障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円(同居特別障害者の場合 750,000 円)		
寡婦(寡夫)控除額	270,000 円(特別の寡婦は、350,000 円)		
勤労学生控除額	270,000 円		
配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	380,000 円	
	老人控除対象配偶者	480,000 円	
配偶者特別控除額	配偶者の年間所得金額が 38 万円超 76 万円未満	30,000 円～380,000 円	
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
		同居老親等	580,000 円
基礎控除額	380,000 円		

※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が 38 万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。

※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 2 年 1 月 2 日から平成 6 年 1 月 1 日までの間に生まれた者(年齢 19 歳以上 23 歳未満の者)。

※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 18 年 1 月 1 日以前生まれ(年齢 70 歳以上)の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。

※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

国民年金の保険料特例免除制度

社員が退職等（自己都合であるか会社都合であるか等離職理由は問われない）したときには、住所地の市区町村の担当窓口申請することにより、国民年金の保険料が免除される特例制度があります。

本制度は、退職等により所得がなくなり、保険料の支払いが困難になった者について、退職者の前年の所得をゼロとみなして算定し、保険料免除を受けやすくするもので、退職した年度と次年度の2年度に限り適用されます。

国民年金保険料は、本人、配偶者さらには世帯主にも納付義務があることから、申請免除では本人、配偶者、世帯主の所得が基準の範囲内にあることが要件となりますが、失業等による保険料の特例免除については、本人の所得を除外して免除基準に基づき算定されます。

したがって、単身者が失業等した場合は、

世帯所得がゼロとみなされますので、保険料全額・一部免除の対象となりますが（どの免除制度を利用するかは本人が選択できます）、共働きの正規社員である配偶者（または世帯主）がいる場合は、配偶者については通常どおりの方法で所得審査が行われますので、配偶者の所得が所得基準を上回る場合には免除が認められない場合があります。

手続きは、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等を持参して担当窓口で行います。添付書類は、市区町村により異なることがありますので、詳しくは、住所地の担当窓口にお問い合わせください。

免除申請が認められると、その免除期間は保険料を納付したものとみなされ、次の割合で計算された額が将来の老齢基礎年金額に反映されます。

- | | |
|------------|------|
| ① 全額免除期間 | 8分の4 |
| ② 4分の3免除期間 | 8分の5 |
| ③ 半額免除期間 | 8分の6 |
| ④ 4分の1免除期間 | 8分の7 |

ホームページの制作費用

インターネット上に広告宣伝用のホームページを開設し、その制作のために業者に委託した費用は、原則として、その支出時の損金として取り扱います。通常、ホームページは企業や製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、開設の際の制作費用の支出の効果が1年以上には及ばないと考えられるためです。

ただし、ホームページの内容が更新されないまま使用期間が1年を超える場合には、その制作費用はその使用期間に応じて償却します。

また、制作費用の中にプログラムの作成費用（ソフトウェアの開発費用）が含まれるようなホームページについては、その制作費用のうちプログラムの作成費用に相当する金額は無形減価償却資産（ソフトウェア）として耐用年数「5年」を適用して償却することとなります。

LINE

スマートフォンでの通話やメールのやり取りが無料になるLINEというアプリがあります。二〇一一年六月にサービスを開始してから一年余りで利用者が六千万人以上に増えました。LINEによる無料の音声通話はスマートフォンユーザー同士でのみ使うことができますが、メール機能であれば、携帯電話でも利用可能です。さらに

LINEは、さまざまなオリジナルスタンプと絵文字を楽しむことができます。LINEは無料で通話やメールができますが、通常の電話と違い、パケット通信を利用するので、パケット通信料がかかります。パケット通信料が従量制の場合、多額の通信料が発生することもあります。また、非公认の出会い系サービスも増加しており、LINEの利用には注意が必要です。